

平成29年度 公益社団法人長野県社会福祉士会 事業計画

公益社団法人として歩み始めて2年目になる本年度は、この間蓄積された実績の延長線上において、新たな役員・委員体制を構築しながら、県内における社会福祉の増進及び県民の生活の向上を目標に取り組んでいきます。

わが国は、「新しい時代に対応した福祉提供ビジョン」を提唱し、「地域福祉+地域包括ケアシステム+総合ケア」という、児童・障がい・高齢・生活困窮等すべての人を対象とする全世代対応型の「新地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指す方向に動き出しました。これには、日本経済の安定期終焉から始まった、先行き不安な日本経済の「失われた20年」以降、生活のしづらさからくる自殺、虐待、生活困窮、孤独死、いじめ、人種差別等の社会的問題が顕在化してきたという背景があります。地域包括ケアシステムの構築の目的が、超高齢社会に対応した持続可能な社会保障制度改革と高齢者問題への対応だけでは、多様化・複雑化、深刻化した社会的問題の解決にはとても至らないという現実が見えてきたからだと考えます。

このような時代に求められるのが、2014年7月メルボルンでのIFSWとIASSWの総会・合同会議でソーシャルワークの新たなグローバル定義が示された、「ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、及び人々のエンパワメントと解放がある。」という前提でのジェネラリストソーシャルワークを行う専門職です。

つまり、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職であり、インクルーシブな社会の実現を目指すという私たち社会福祉士会員が使命としている活動が、まさに必要とされる時代の到来です。

さて、そのような時代にあって本会は、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、そして障害者差別解消法の施行に伴い、県弁護士会・司法書士会、行政機関をはじめ県内の様々な関係機関、専門職等と虐待を受けた方々の権利擁護、虐待に至ってしまった養護者、保護者への支援を行ってまいりましたし、今後も行います。さらに、成年後見制度を権利擁護の中核的な制度として捉え、制度の普及・促進、成年後見人の養成、「権利擁護センターばあとなあながの」の活動を通じて本会会員の受任を支援します。

また本会は、社会福祉の専門職能団体として、各種セミナー、福祉まるごと学会を通じて社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発を行い、並びに社会福祉士のための基礎研修、専門研修を企画実施するとともに、県内各事業所で働く専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を積極的に行っていきます。

そして、本会がその機能を十分果たすためには、会員一人ひとりが社会福祉士としての使命をさらに自覚し、会の活動に主役として積極的に参加して行くことが、重要です。

公益社団法人長野県社会福祉士会定款第3条は会の目的として「この法人は、社会福祉の援助を必要とする長野県民の生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を行い、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって長野県内における社会福祉の増進及び県民の生活の向上に寄与することを目的とする。」と明文化していることを、私たちの活動の指標としていきます。

【重点課題】

1 福祉の支援を必要とする人への権利擁護の推進をめざして

生命を与えられた全ての人には、人間としての価値があり平等であるとともに、人間の尊厳が尊重されるという社会福祉の普遍的理念の下に、多くの人々と専門職・専門機関と連携し、協働することによって権利擁護の推進を目指します。

具体的な活動として、人間の尊厳を脅かす高齢者、障がい者及び児童等に対する虐待への対応と虐待を防止する活動を実施します。

権利擁護センターばあとなあながのの組織強化を図り、成年後見人等の積極的な受任を進めるとともに、成年後見関係諸団体との情報共有・連携・協働をもとに、成年後見制度の普及啓発・情報提供事業を行います。

また、長野県からの委託を受けて実施している累犯障がい者等の地域生活定着促進事業、児童虐待・DV24時間の電話受付相談事業等を継続して行います。

2 社会福祉に関する県民の理解を深めるための普及・啓発活動の推進をめざして

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、社会福祉に関する県民の理解をさらに深めるための普及・啓発活動の推進を行います。

公益的事業として広く一般公開する「福祉まるごと学会」の実践研究の内容を充実させ、専門職として活動する社会福祉士の業務と取り組みを分かりやすく伝えます。また、各委員会や地区企画によるさまざまな福祉課題についてのセミナー、シンポジウム、講演会等の実施を通して、県民へ最新情報の提供や、制度・施策の課題に対する提言を行い、社会福祉に対する関心を深めるとともに普及啓発活動を行います。

3 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

「福祉は人なり」と言われます。支援を必要とする方々の人生そのものに寄り添い、深く関わる福祉専門職は、その価値・知識・技術によって要支援者のその後の人生を左右し兼ねないからです。県内の福祉従事者及び社会福祉士などの価値・知識・技術の向上をめざし、各種研修事業を実施します。

1点目として、長野県からの補助事業として、福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するために、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し、さまざまなテーマによる研修を行う「キャリア形成訪問指導事業」を継続実施します。

2点目として、会員等を対象に「基礎研修課程」の基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全ての課程を、隣接する新潟県、山梨県はじめ、他関東甲信越ブロック県社会福祉士会と連携を図り実施します。

さらに、上位資格としての認定社会福祉士取得のための専門課程研修を、昨年に引き続き高齢福祉分野で実施するとともに、障がい福祉分野でも企画検討し、実践現場の社会福祉士の人材育成を行います。

3点目として、これから社会福祉士を目指す方たちの受験対策・支援として、国家資格全国统一模擬試験の実施や、社会福祉士養成校との連携による社会福祉士実習指導者講習会を実施し、未来の社会福祉士の育成に寄与します。

4 専門職団体との連携・ネットワークに関する事業の推進をめざして

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の法改正により、社会福祉士には福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整の役割が定義づけられました。権利擁護事業のために弁護士会や司法書士会等との連携、地域包括ケアシステム等構築のために医療との連携、引きこもり、いじめ、子どもの貧困問題等のために教育現場との連携、累犯障がい者の地域生活支援等のために司法などとの連携や、大規模災害時における行政機関等の連携など多方面におけるネットワークづくりと連携推進を図ります。

5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

公益社団法人にふさわしい組織として、透明性を確保し信頼性の高い健全な組織経営に努めます。そのため、機能的な組織体制、健全で安定した財政運営、事務局機能の充実を目指します。

社会福祉士会が福祉専門職団体として機能し、ソーシャルアクションを展開するためには、より多くの社会福祉士の入会と活動への参画が必要になります。一人の会員が一人の非会員に呼びかける活動を推進し、学習活動を中心にした支部・ブロック活動の活性化、委員会活動の活発化を進め、会員一人ひとりが主役となり自己実現を図る活動を展開するとともに、顔の見える関係を構築します。

【事業・活動展開】

1 セミナー等開催事業

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るために“権利擁護” “認知症” “重症心身障がい児・者” “次代を担う児童” “地域福祉の推進” “累犯障がい者”等をキーワードにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

(1) 権利擁護をテーマに

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法が施行され、行政機関を中心に虐待防止及び対応が進められている。虐待対応は、第一に虐待を受けている被虐待者への支援や保護が適切に図られることが必要であり、一方で虐待に至ってしまった養護者や施設従事者等に対する支援も重要となる。社会福祉士はソーシャルワークの視点や技術を用いて、その専門性を十分に発揮することが求められる。虐待は、人間の生きる権利に関わる重大な権利侵害であるという認識した上で、権利擁護として司法関係をはじめ医療や保健等の専門職や専門機関、虐待対応機関である行政等と連携し、虐待を未然に防止するための施策、生じた虐待に適切かつ早急に対応するための方策をともに考える場として企画実施する。

(2) 認知症・家族支援をテーマに

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症の人が約700万人に達するとの推計を出されている中で、認知症の人の権利が守られ、安心して地域で暮らし続けるために、また介護者家族を支えるために企画実施する。

(3) 重症心身障がい児・者支援をテーマに

肢体不自由と知的障がいとが重複した重症心身障がい児・者の生活は、医療的ケアの必要性、社会資源の少なさ等課題が多い。地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携、できることを夢もって語り合う機会として企画実施する。

(4) 次代を担う子ども・子育て家庭の課題をテーマに

子ども、子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待やいじめ、不登校の問題、核家族化等による家庭機能の低下、また、家庭の貧困が子どもに及ぼす影響など、すべての子どもに安定的な生育環境が保障されていると言えない社会状況がある。「子どもの権利が守られ、子どもを一人の人間として尊重する社会の実現が可能になるのか」に関する政策提言も含め、次世代を見据えた対応を考えるために企画実施する。

(5) 地域福祉の推進をテーマに

「地域住民、社会福祉事業者及び福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。」と社会福祉法に明文化されている。地域福祉の推進に果たす地域住民の役割を踏まえ高齢者・障がい者・子ども達にも住みやすい地域社会づくりを考えるために企画実施する。

(6) 累犯障がい者支援をテーマに

矯正施設(受刑者)の高齢化が進んできているといわれ、また新規受刑者総数の約4分の1が、知的障がい者の人たちといわれている。軽微な罪によって何度も何度も服役している累犯障がい者問題について、地域社会への受け入れ方法や支援方法について考えるために企画実施する。

2 研修開催事業(福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上)

(1) 会員講師派遣事業

① キャリア形成訪問指導事業

福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。

- 補助金 長野県(健康福祉部地域福祉課)
- 期間 平成29年6月～通年
- テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等

② 市町村・事業所等への講師派遣

福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。

- 負担 派遣先の市町村・事業所
- 期間 平成29年4月～通年
- テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等

③ 虐待対応専門職チーム派遣

- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職ペア
- 対象 市町村行政、地域包括支援センター
- 期間 平成29年4月～ 通年

(2) 高齢者虐待対応標準研修

養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県(介護支援課)、長野県弁護士会と共催で研修・演習を開催する。

- 期日 平成29年6月～7月の3日間
- 会場 長野県総合教育センター(塩尻市片丘)
- 参加者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(3) 社会福祉士基礎研修

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

① 基礎研修Ⅰ

- 期 日 平成29年8月、11月
- 会 場 松本市浅間温泉文化センター
- 参加者 社会福祉士

② 基礎研修Ⅱ

- 期 日 平成29年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市浅間温泉文化センター
- 参加者 基礎研修Ⅰ修了者

③ 基礎研修Ⅲ

- 期 日 平成29年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市浅間温泉文化センター
- 参加者 基礎研修Ⅱ修了者

(4) 認定社会福祉士分野専門研修

- ① 福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修
- ② 成年後見人材育成研修

(5) 社会福祉士の養成

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

① 社会福祉士実習指導者講習会

- 期 日 平成29年7月 2日間
- 会 場 長野大学
- 参加者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者

② 社会福祉士受験全国統一模擬試験

- 期 日 平成29年10月
- 会 場 長野大学
- 参加者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

(6) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため各種専門研修会を開催する。

① ソーシャルワークスキルアップ研修

高齢者やその家族、地域住民の総合相談窓口となる地域包括支援センターの社会福祉士を中心にソーシャルワーク技術の向上を目的とした研修。

② ソーシャルワーカーの抄録の書き方・発表の方法講座

3 広報事業

(1) 広報紙の発行

本会の公益的事業の実施状況及び福祉の現状・課題・提言等各号に特集を編集し発行する。

- 発行 隔月 年6回
- 部数 2,300部（会員＋福祉事業所等）

(2) ホームページの運用

各種事業及び研修等の情報発信、普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

(3) メール送信等

迅速な情報発信ができる「一斉メール」について、登録者拡大と運用方法の検討を行う。

4 成年後見事業（権利擁護センターばあとなあながの）

本会会員で成年後見人候補者養成研修を修了し、「ばあとなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

(1) 成年後見制度の普及・啓発活動

- ① 福祉関係者のための成年後見制度活用講座（長野県社会福祉協議会と共催）
- ② 成年後見制度活用権利擁護推進セミナー及び成年後見制度利用促進研修会等の開催
- ③ 広報活動の充実

(2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修

- ① 成年後見人養成研修会の開催（平成29年7月～10月 5日間）
- ② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出
- ③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

(3) 成年後見人（候補者）スキルアップの推進

- ① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を円滑に実施するために業務監査委員会の開催
- ② 県弁護士会、県司法書士会等と連携しての合同研修会の開催
- ③ ブロック機能を基盤とした継続的研修体制の強化及び地区別全体研修会の実施
- ④ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

(4) 未成年後見実施に向けての検討

5 生活支援等事業

(1) 地域生活定着支援センター事業

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの出所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

- ① コーディネート業務
保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設から出所し福祉施設等入所支援を行う。
- ② フォローアップ業務
矯正施設出所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。
- ③ 相談支援業務
障がい者、高齢者等で被疑者・被告人等となった人達への相談支援業務を行う。

④ その他

累犯障がい者等の支援をテーマにしたセミナーや矯正施設内において視察研修会を開催する。

(2) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

① 電話相談に専門の電話相談員を24時間(9:00～、17:00～、1:00～の3交代)365日配置して対応。

② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所又は女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信。

③ 相談内容の記録の整備、定例会の開催による相談員間の情報共有

(3) その他

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり

(1) 地区活動の活性化

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。

県下4地区での役員体制を整え、学習活動を地区及びブロックで定期化させる等、地区活動を活性化する。

県下4地区での役員体制を維持し、福祉活動委員会と連携の下、学習活動を地区及びブロックで定期的実施し、地区活動を活性化する。

(2) 委員会活動の活性化

専門職団体としてその専門性を最大限発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

○ 福祉活動委員会

高齢者、障がい者、子ども家庭、地域福祉の各部会について積極的な地区における学習活動と相互に連携を図りながら、全県で一定の方向性を担保し、その成果を積み上げた政策提言等を行う。

また、喫緊の福祉課題についてプロジェクトチームでの対応を検討する。

○ 虐待対応委員会

高齢者、障がい者、児童等虐待対応支援等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

○ 広報編集委員会

広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。
会員以外の県民も広く閲覧できるホームページの積極的な運用を行う。

② 事業委員会

○ 生涯研修センター運営委員会

社会福祉士基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修、福祉専門研修等生涯研修について企

画するとともに、キャリア訪問指導事業、社会福祉士実習指導者講習会、全国統一模擬試験等の企画実施を担う。

また、基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。

○ 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会

成年後見制度の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関することを担う。特に、業務監査委員会の助言を受け、成年後見業務の質的向上を図る。

○ 地域生活定着支援センター運営委員会

定着センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関することを担う。特に、困難ケースをはじめ本会会員とのネットワークに努める。

③ 特別委員会

○ リーガルソーシャルワーク委員会

虐待対応、成年後見制度、触法障がい者支援等広く司法領域に関することを担う。特に、司法との連携のあり方について研究する。

○ 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

※ プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

① 福祉災害支援プロジェクト

○ 関係5団体と連携を図りながら、災害派遣福祉チームの仕組みづくりを目指した検討作業を行う。

② 自殺予防ソーシャルワーク研修検討プロジェクト

○ ソーシャルワークの視点から、自殺リスクをアセスメントし、関係機関へ適切につなぐための「支援ツール」をふまえた標記の研修プログラムの検討作業を行う。

(3) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり

社会福祉士会の組織率は、名称独占ということの影響もあり低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

そのためには、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけていく。

また、様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員一人ひとりが参加・参画できる、開かれた組織をめざす。

(4) 健全財政の確立、事務局機能の充実

会員拡大を図ることが健全な財政の最良の道であるが、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、収入と支出のバランスを考えた健全な財政の構築を図る。

事務局機能については、各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進できるよう、事務局職員のモチベーションを上げ、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営を目指す。

(5) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携

① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。

② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。

③ 近県の社会福祉士会とは、基礎研修の開催等緊密に連携しながら事業を協働する。